

防府市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市防災会議条例（昭和38年防府市条例第12号）第7条の規定に基づき、防府市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

- 2 防災会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(専決処分等)

第3条 会長は、防災会議の所掌事項について、次の各号の一に該当するとき、専決処分することができる。

- (1) 会長において、防災会議を招集するいとまがないと認めるとき。
 - (2) 一部の特定機関にのみ関係のある事項で、早急な措置を要するとき。
 - (3) 軽易な事項で、早急な措置を要するとき。
- 2 会長は、前項の規定により処分をしたときは、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月12日から施行する。